

## 別紙

## 紹介料金

件名	労働者紹介契約 紹介料金		
実施期間	西暦 2024 年 月 日 ~ 西暦 2025 年 月 日 までとする。		
紹介料金(税別)	エリア	正社員	定時制・パート・アルバイト ライドシェアドライバー
	東京特別区	¥	¥
料金基準	・料金は甲が乙に人材を紹介し採用決定後、成立日より発生・請求する。		
	・成立日とは甲より紹介を受けた求職者の面接・健康診断の後採用が決定し再度乙に求職者が訪れ入社手続きを行う日とする。ただし、求職者の入社手続前であっても、求職者が研修に参加する等、乙の従業員として取り扱われる場合には、料金が発生し甲は乙に請求できるものとする。		
	・但し乙が甲の定める基本契約書に定める契約違反が認められた場合には面接・不採用でも料金は発生するものとし、支払い方法は、上記の違反に対し違反発覚日より1ヶ月以内に、甲指定銀行口座へ振込む。		
支払条件	・支払日は毎月 締めの( )払いとする。		
	・料金を支払う際の振り込み手数料は、乙の負担とする。		
	・支払日が土日祝日に当たる場合には前営業日とする。		
	・甲指定銀行口座は(きらぼし銀行 笹塚支店 普通口座 0549061)とする。		
特記事項 その他	・料金は成立日より紹介料金記載の金額を請求するが、求職者が成立日より14日以内に退職した場合には、乙に支払い義務は発生しない。		
	・また、成立日より14日経過後30日以内に退職した場合には受領金額より50%を返金する。		
	・支払い方法については毎月末締めの翌月25日乙指定銀行口座へ入金する。		
	・乙指定銀行口座は( )とする。		
	・返金を行う際の振り込み手数料は、甲の負担とする。		
	・上記返金に関し乙の責任により求職者が退職した場合、甲は返金責任を負わないものとする。		
	・乙は求職者が30日の期間内に退職する場合、甲指定の退職理由書を求職者に記入させすみやかに提出する。		
	・求職者が期間内に退職し連絡が取れない場合、甲乙協議の下に円満に解決するものとする。		
	・成立日より30日以内に退職者が出た場合、乙は退職日より3営業日以内に甲に申告しなければならず、3営業日以内に甲に申告が到達しない場合には甲は返金義務を負わないものとする。		
・乙は退職者が出た時の甲に対する通達方法は、メールとする。			